○経済産業省令第二十四号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法施行令（昭和四十年第二百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［略］
第二章　［略］	第二章　［略］
第一節～第三節　［略］	第一節～第三節　［略］
第三節の二　配電事業（第四十五条の二の二―第四十五条の二の二十七）	［新設］
第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）	第四節　特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十八）
第五節　［略］	第五節　［略］
第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）	［新設］
第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）	第五節の二　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の四）
第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）	第五節の三　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の五―第四十五条の二十一の七）
第六節～第八節　［略］	第六節～第八節　［略］
第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）	［新設］
第三章～第六章　［略］	第三章～第六章　［略］
附則	附則

（定義）

第一条　［略］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六　［略］

七　「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及びその電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この号において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。

第三条　［略］

２　前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

一　一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であって、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二　柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内（ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。）

三　［略］

四　道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

（定義）

第一条　［略］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六　［略］

七　「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この条において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。

第三条　［略］

２　前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

一　一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であって、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二　柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内

三　［略］

四　道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分